



北海道市町村職員退職手当組合告示第10号

令和8年1月26日付け北退手第175号にて申請を行った北海道市町村職員退職手当組合同約（昭和32年32地第175号指令許可）の一部を別紙のとおり変更することについては、令和8年4月1日付け総行市第44号をもって地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づく総務大臣の許可となった。

令和8年8月24日

北海道市町村職員退職手当組合
組 合 長 宮 本 憲 幸

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。



総行市第 4 4 号

北海道市町村職員退職手当組合
組合長 宮本 憲幸 様

令和 8 年 1 月 2 6 日付け北退手第 1 7 5 号で申請のあった北海道市町村職員退職手当組合の規約変更については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき許可する。

令和 8 年 4 月 1 日

総務大臣 林 芳正
（ 公 印 省 略 ）